

# 産総研における個人としての 利益相反マネジメント

## 利益相反マネジメントに係る申告等

事象発生事前  
マネジメント

産学官連携活動等計画

事前相談(任意)

電話・メール・面談

役職員等が産学官連携活動等を計画している段階において、その相手先企業等に対して個人的利益を有し利益相反の可能性があるときに、事前相談をするもの。

産学官連携活動等申請

事前自己申告(義務)

システム

役職員等が共同研究や物品・役務の調達を行う場合において、その相手先企業等に対する個人的利益の有無を申告するもの。

年1回

定期自己申告(義務)

システム

役職員等が、年に1回、過去1年間及び今後1年間(予定)の産学官連携活動等の相手先企業等に対する個人的利益の有無を申告するもの。

### その他のマネジメント

#### ■ヒアリングの実施

上記3つのマネジメントにおいて、利益相反の可能性があるとカウンセラーが判断した場合は、事実確認及び実態調査のためヒアリングを実施

#### ■研修の実施

初任者研修、幹部研修等による役職員等への利益相反に関する意識の醸成